

第27期定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結注記表」
- ③ 計算書類の「個別注記表」

第27期

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

株式会社アウトソーシング

事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

I. 業務の適正を確保するための体制

当社が取締役会において決議した当社における業務並びに当社及び当社グループ会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制については以下のとおりであります。

1. 当社の執行役及び使用人並びに当社グループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令及び定款の遵守に関する基本行動規範として「アウトソーシンググループ企業倫理行動規範」を定め、当社の執行役及び使用人並びに当社グループ会社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- (2) 当社及び当社グループのコンプライアンス体制の実効性を確保するため、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）、コンプライアンス実務統括責任者、コンプライアンス委員会及びコンプライアンス専門部門を設置し、コンプライアンスに係る活動とモニタリングを継続的に行うほか、コンプライアンスガイドブックを配布し、コンプライアンス研修を通じて継続的な教育と意識の浸透を行う。
- (3) 執行役または当社グループ会社の取締役が他の執行役または当社グループ会社の取締役の法令及び定款に違反する行為を発見した場合は、直ちに監査委員会及び取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化し、当該行為を未然に防止する。
- (4) 法令・社会規範等の違反行為等の早期発見・是正を目的として、「内部通報規程」に基づき、法律事務所を含む複数の公正な通報先からなる「内部通報制度」を設け、効果的な運用を図る。
- (5) 内部監査部門として業務執行部門とは独立した内部監査室を設け、常時かつ専門的な業務監視体制をとり、その結果を代表執行役社長、監査委員会及び取締役会に報告する。

2. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 「文書管理規程」に基づき、執行役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。

- (2) 取締役会をはじめとした重要会議の議事録等については、各会議規程にその保存及び管理に関する方法を規定し、必要な体制を適切に整備する。
- (3) 取締役、執行役及び会計監査人等からの閲覧要請があった場合には、各部門長が中心となり、厳格な情報管理の下で情報の収集、提出を行う体制とする。

3. 当社及び当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 経営管理本部を当社及び当社グループ会社のリスク対応統括管理部門として位置づけ、経営管理本部がリスク管理・運営を行い、総務部が規程の整備を行うことで実効性のある管理を推進するとともに、法務部による法的対応の実施や、最新法令の社内への伝達を行う等、内部統制と一体化したリスク管理を推進する。
- (2) 当社は、「グローバルガバナンスポリシー」に基づき、ガバナンスの強化に加え、当社主導によるリスクマネジメント体制を構築することで一元的なリスクの把握と管理を行うべく、一定の基準によるリスクアセスメント等を通じてリスクを最小限に留める体制を整える。
- (3) 当社は、「関係会社反腐败行為規程」に基づき、腐敗行為への規制を徹底することで、贈収賄等の腐敗行為によるリスクを最低限に留める体制を整える。
- (4) 当社及び当社グループ会社に不測の事態が発生したときは、代表執行役社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応をとるとともに、損害の拡大を防止し、これを最小限に留める体制を整える。
- (5) 当社は、不測の事態や危機の発生時に当社及び当社グループ会社の事業の継続を図るため、業務継続計画（BCP）を策定し、当社及び当社グループ会社の役職員に周知する。

4. 当社の執行役及び当社グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、指名委員会等設置会社を採用し、監督と執行を明確に分離することで経営監督機能を強化し、当該体制の下、業務執行に係る権限を執行役に適切に委譲することで、迅速・果敢な意思決定が効率的に行える体制を構築する。

- (2) 当社の取締役会を3か月に1回以上、当社グループ会社の取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催するものとし、当社及び当社グループ会社の重要事項の決定並びに執行役及び当社グループ会社の取締役の業務執行状況を監督する。
- (3) 当社及び当社グループ会社の経営に係る重要事項を審議・決定する機関として、全執行役で構成する経営会議を設置し、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催することで、業務執行の効率化、意思決定の迅速化を図る。
- (4) 当社の取締役会及び経営会議並びに当社グループ会社の取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の社内規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細を定め、適正かつ効率的に業務が執行される体制を確保する。

5. 当社及び当社グループ会社における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は「関係会社管理規程」に基づき、当社グループ会社を管掌する部門の役割を明確にし、当社グループ会社取締役及び使用人の業務執行状況を監視・監督する。
- (2) 当社は、当社グループにおける指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、当社グループ会社にこれに準拠した体制を構築させる。
- (3) 当社グループ会社の経営活動上の重要な意思決定事項は、当社に報告し、承認を得ることとする。
- (4) 当社グループ各社から少なくとも毎月1回経営状況について報告を受けるとともに、執行役及び当社グループ各社の代表取締役で構成するグループ経営に関する経営会議を必要に応じて開催し、グループ間の情報共有・意思疎通及び経営方針の統一化を図る。
- (5) 当社及び当社国内グループ会社の経営管理部門で構成する「グループ経営管理本部連絡会」を定期開催し、相互理解の推進、情報の共有を行うほか、合同研修を実施し、管理部門間の連携の強化を図る。
- (6) 当社の内部監査室は、定期的に当社及び当社グループ会社の業務監査及び会計監査等を実施し、その結果を代表執行役社長、監査委員会及び取締役会に報告する。

6. 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人（以下、補助使用人等）に関する事項、その補助使用人等の当社執行役からの独立性に関する事項並びに監査委員会のその補助使用人等に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当社は、監査委員会の職務を補助すべき使用人を配置するものとする。
- (2) 監査委員会の補助使用人等については、監査委員会の職務を補助するにあたり、執行役または他の使用人の指揮命令を受けることなく、人事異動及び人事考課・懲戒処分については、監査委員会の同意を得た上で、行うものとする。

7. 当社の取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役及び使用人並びに当社グループ会社の取締役、監査役及び使用人が当社の監査委員会に報告するための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

- (1) 監査委員は、意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか経営会議等の重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて、当社及び当社グループ会社の取締役、監査役、執行役及び使用人にその説明を求めるものとする。
- (2) 取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役及び使用人は、会社の業務または業績に影響を与える重要な事実を発見したときは、速やかに監査委員会に報告しなければならない。
- (3) 外部の内部通報窓口への通報については、通報の内容及び調査結果等の情報について、法務部より監査委員会へ報告する。

8. 当社の監査委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査委員会への報告を行った当社及び当社グループ各社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社グループ各社の役員及び使用人に周知徹底する。

9. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査委員会と代表執行役社長及び他の執行役は、相互の意思疎通を図るため、適宜に意見交換会を開催する。
- (2) 監査委員会は、会計監査人から会計監査の内容につき説明を受け、情報の交換を行うなど連携を密にし、監査委員会監査の実効性確保を図るものとする。
- (3) 監査委員会と内部監査室は、適宜に内部監査結果及び指摘・提言事項等につき協議及び意見交換を行い、連携して監査にあたるものとする。

10. 監査委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (2) 監査委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社グループ会社は財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備について

当社及び当社グループ会社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固たる行動をとるものとし、一切の関係を遮断することを「アウトソーシンググループ企業倫理行動規範」に定め、基本方針とする。また、「反社会的勢力対策規程」を制定し、経営管理本部統括のもと反社会的勢力対応マニュアルに基づく管理を徹底するとともに、適宜に警察・顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ速やかに対応する。

II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

1. コンプライアンス体制

- (1) グローバルに対応した「アウトソーシンググループ企業倫理行動規範」をグループ各社へ周知・啓蒙するほか、再発防止策の一つとして策定された「コンプライアンス教育体系」に基づく「コンプライアンス管理職研修」をはじめ、従業員意識調査の結果を踏まえたコンプライアンス委員会での検討及び改善策の一案としてのコラム配信を行う等、コンプライアンス体制の更なる強化を図ったほか、当社及び国内グループ会社全社員に対し、アウトソーシンググループ企業倫理行動規範、ソーシャルメディア利用行動指針、個人情報保護指針等、遵守すべき規範・指針を印刷した携帯用カードを配付しております。
- (2) 国内外の全グループ会社共通の規程である「関係会社反腐敗行為規程」に基づくEラーニングによる研修を実施し、規程の周知徹底と実効性の確保を図っております。
- (3) 内部通報制度については、「国内内部通報規程」に基づき、国内グループ会社も対象とする内部通報窓口として「コンプライアンス ホットライン」を、内部窓口として監査委員会、外部窓口として法律事務所を含む公正な第三者機関に設けており、内部通報窓口とともに内部通報者の不利益取扱いの禁止を含む内部通報制度の利用ルールを周知し、通報があった場合の調査及び適切な措置の実行を行う体制を整えております。海外グループ会社におきましては、一部例外はあるものの、海外グループ全体をカバーする内部通報制度の導入を完了しました。これにより、不正行為に関するコミュニケーションプラットフォームを用いての内部通報が可能となりました。また、本内部通報制度を運用するため「グローバル内部通報規程」を新たに制定いたしました。

2. リスク管理体制

- (1) リスク管理体制統括管理部門である経営管理本部が主導し、リスク管理・運営を行う総務部と各グループ会社のリスク担当者との連絡体制・管理体制を構築しており、緊密な連携による適切な対応を行っております。

- (2) 国内外のグループ会社を含めたガバナンスに関する基本方針等を定めたグローバルガバナンス・ポリシーに基づく潜在リスク管理活動として、全社的リスク一覧とグループ内部統制標準「Minimum Control Requirements」を用い、業務プロセスレベルにおいても一定のリスク管理が行える体制を実現しております。
- (3) 内部監査室が「内部監査規程」に基づき、内部監査計画書に沿って当社及び各グループ会社の内部監査を実施、リスク状況を把握・監視しており、内部監査報告書及び監査委員会・取締役会への報告等を通じて当社取締役に対して報告がなされております。
- (4) 反社会的勢力排除のための調査体制について、取引開始前のチェック内容を更に充実させ、複数の外部専門業者とも連携し、綿密に事前調査を行った上で取引開始の判断がより厳格に行えるよう強化を図っております。

3. 当社グループ会社経営管理体制

- (1) 「関係会社管理規程」において、当社取締役会・経営会議・担当役員のうち、規定された機関での承認を得ることを定めており、経営に影響のある規定事項の全項目について、本規程に基づいた承認手続きが適正にとられております。また、新法の施行やグループ構成の変化、新たな事業分野への進出等に伴い、当社グループの実情に即した最適な規程とするため、定期的に改定を行うことで適切かつ迅速な意思決定のできるグループ管理体制の強化を図っております。
- (2) 各グループ会社の業績報告を含めた経営に関する報告及びグループ会社にかかる意思決定を行う場として経営会議を原則毎月1回開催し、タイムリーなグループ経営状況の把握が可能な体制を構築しているほか、業務執行の効率化と意思決定の迅速化を図っております。
- (3) 当社及び国内グループ会社の経営管理部門で構成する「グループ経営管理本部連絡会」を定期開催し、相互理解の推進、情報の共有を行うほか、合同研修を実施し、管理部門間の連携の強化を図っております。

4. 取締役の職務執行について

当社及び各グループ会社は、取締役会を定例で開催し、また必要に応じて臨時取締役会を適時開催し、業績の報告及び経営上の重要事項の承認等を行っており、本取締役会に監査委員、監査等委員または監査役も出席することで、取締役の業務執行の状況を監査しております。

5. 監査委員の職務執行について

常勤監査委員を含む監査委員がオブザーバーとして経営会議に、常勤監査委員を含む監査委員5名全員が取締役会へ出席し、執行役及び取締役の職務執行状況を監査しており、監査委員会の職務執行状況については、取締役会に遅滞なく報告しております。

なお、外部調査委員会の調査結果により判明した当社及び当社グループ5社における雇用調整助成金の不正受給に該当する可能性が高いと認められた事実、及び国内子会社において募集費の支出先である委託業者の選定に元役員が関与をしていた疑義が生じた事実等を踏まえ、外部調査委員会からは再発防止策に対する理解・浸透の徹底、稟議手続等における実効的な牽制機能の実現、及びコンプライアンス意識の再徹底が提言されました。そこで、2022年1月に公表した再発防止策を踏襲しつつ新たな再発防止策を策定すると共に、その取り組みが有効に機能する企業風土の醸成・浸透を進めるため、社外取締役をトップとしたOSグループガバナンス委員会を設置するなど、コーポレート・ガバナンス体制・組織体制の再構築を行い、内部統制の強化を図ることで再発防止を徹底し、内部統制システムの実効性向上に努めております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下、当社グループ）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

225社

主要な連結子会社の名称

株式会社アバンセコーポレーション
株式会社サンキョウ・ロジ・アソシエート
株式会社OR J
株式会社アウトソーシングトータルサポート
株式会社アネブル
株式会社アールピーエム
株式会社アウトソーシングテクノロジー
アドバンテック株式会社
株式会社シンクスバンク
共同エンジニアリング株式会社
アメリカンエンジニアコーポレイション
株式会社OSBS
OS (THAILAND) CO., LTD.
OS VIETNAM CO., LTD.
PT. OS SELNAYAYA INDONESIA
ALP CONSULTING LIMITED
OS HRS SDN. BHD.
OSI SOUTH AMERICA HOLDINGS SpA
OS CROSS BRAZIL HOLDINGS PARTICIPACOES LTDA.
OSI Holding Germany GmbH
OSI Netherlands Holdings B.V.
OTTO Holding B.V.
OTTO Nederland B.V.
OUTSOURCING OCEANIA HOLDINGS PTY LIMITED
CDER GROUP INTERNATIONAL LIMITED
OUTSOURCING UK LIMITED
OUTSOURCING TALENT IRELAND LIMITED
CPL RESOURCES LIMITED
CPL SOLUTIONS LIMITED

当連結会計年度において、当社が連結子会社である株式会社PEO、株式会社エス・エス産業を吸収合併したため、連結の範囲から除外しております。

なお、J.B.W. GROUP LIMITEDは2023年3月22日付でCDER GROUP INTERNATIONAL LIMITEDに商号変更しております。

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数 2社

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

主要な連結子会社のうち、ALP CONSULTING LIMITED及びOS HRS SDN. BHD. の決算日は3月31日、OS (THAILAND) CO., LTD. の決算日は9月30日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 金融商品

イ. 金融資産

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、償却原価で測定する金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融商品を認識しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する資本性金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有される資本性金融資産を除き、個々の資本性金融資産ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

公正価値で測定する負債性金融資産については、以下の要件を満たす場合にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルに基づいて保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価により測定する金融資産

償却原価により測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

(b) 公正価値により測定する金融資産

公正価値により測定する金融資産の公正価値の変動額は以下を除き純損益として認識しております。

資本性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益として認識しております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産については、公正価値の変動額は、減損利得又は減損損失及び為替差損益を除き、当該金融資産の認識の中止又は分類変更が行われるまで、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識の中止を行う際には、過去に認識したその他の包括利益を純損益に振り替えております。

(iii) 金融資産の減損

償却原価により測定する金融資産及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産については、予想信用損失に対する損失評価引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12か月の予想信用損失を損失評価引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を損失評価引当金として認識しております。

契約上の支払の期日経過が30日超である場合には、原則として信用リスクの著しい増大があったものとしておりますが、信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報（内部格付、外部格付等）を考慮しております。

なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと評価しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権、契約資産及びリース債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で損失評価引当金を認識しております。

予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として測定しております。

当社グループは、金融資産の予想信用損失を、以下のものを反映する方法で見積っております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

著しい景気変動等の影響を受ける場合には、上記により測定された予想信用損失に、必要な調整を行うこととしております。

当社グループは、ある金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

金融資産に係る損失評価引当金の繰入額は、純損益で認識しております。損失評価引当金を減額する事象が生じた場合は、損失評価引当金戻入額を純損益で認識しております。

(iv) 金融資産の認識の中止

金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した時、又は、金融資産を譲渡しほとんどすべてのリスクと経済価値が他の企業に移転した場合にのみ、金融資産の認識を中止しております。

ロ. 金融負債

(i) 当初認識及び測定

金融負債は、契約の当事者となる時点で当初認識し、当初認識時点において以下に分類しております。

- (a) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債
純損益を通じて公正価値で測定することを指定した金融負債
- (b) 償却原価で測定する金融負債
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債以外のもの

(ii) 事後測定

- (a) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は公正価値で測定し、再測定から生じる利得又は損失は純損益として認識しております。
- (b) 償却原価で測定する金融負債
償却原価で測定する金融負債は、実効金利法を使用した償却原価で測定し、支払利息は実効金利法で認識しております。

(iii) 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった場合にのみ、金融負債の認識を中止しております。金融負債の認識の中止に際しては、金融負債の帳簿価額と支払われた又は支払う予定の対価の差額は純損益として認識しております。

ハ、金融資産及び金融負債の表示

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的権利を有し、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

ニ、デリバティブ

当社グループは、為替レート及び長期借入金の金利変動リスクを低減するため、通貨金利スワップを締結しております。デリバティブは、デリバティブ契約が締結された日の公正価値で当初認識され、当初認識後は各連結会計年度末日の公正価値で再測定されます。

なお、上記デリバティブについて、ヘッジ会計の適用となるものではありません。

② 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積原価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額であります。取得原価は、主として総平均法に基づいて算定されており、購入原価、加工費及び現在の場所及び状態に至るまでに要したすべての費用を含んでおります。

③ 有形固定資産

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用、及び資産計上すべき借入コストが含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されています。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

・建物及び構築物	2－60年
・機械装置及び運搬具	2－17年
・工具器具及び備品	1－20年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

④ 無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定されます。

また、企業結合により取得し、のれんとは区分して認識した顧客関連資産を無形資産として取得日の公正価値で計上しております。

無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上されます。顧客関連資産の見積耐用年数については、過去の顧客別売上推移及び将来の事業計画等に基づいて見積っております。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。耐用年数を確定できない無形資産はありません。

- ・ ソフトウェア 2－10年
- ・ 顧客関連資産 4－23年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

⑤ リース

イ. 借手としてのリース

当社グループは、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しております。

契約がリースであるか又はリースを含んでいると判定した場合、リース開始日に使用権資産及びリース負債を認識しております。リース負債は残存リース料の現在価値で測定し、使用権資産は、リース負債の当初測定金額に、開始日以前に支払ったリース料等、借手に発生した当初直接コスト及びリースの契約条件で要求されている原状回復義務等のコストを調整した取得原価で測定しております。

リース契約の一部については延長オプション及び解約オプションが付されております。本社及び営業拠点の過去の賃貸借契約の延長実績又は将来の事業計画に基づいて、延長オプションを行使することが合理的に確実である場合又は解約オプションを行使しないことが合理的に確実である場合、その対象期間をリース期間に含めております。

当初認識後は、使用権資産は耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。

ただし、リース期間が12か月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたって、定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

ロ. 貸手としてのリース

当社グループは、主に、従業員の社宅を賃貸しており、ファイナンス・リース又はオペレーティング・リースのいずれかに分類しております。リース取引が、原資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを借手に移転する場合はファイナンス・リースに分類し、他のリース取引はオペレーティング・リースに分類しております。ファイナンス・リース取引においては、正味リース投資未回収額をリース債権として計上しております。

⑥ のれん

当社グループはのれんを、取得日時時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額を控除した額として測定しております。

のれんの償却は行わず、毎期及び減損の兆候が存在する場合には、その都度、減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻し入れは行っておりません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上されます。

⑦ 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した割引前割引率を用いて現在価値に割引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生じたいませぬ。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に損益として認識いたします。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額いたします。

のれんに関連する減損損失は戻入いたしません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが増加した場合は、減損損失を戻し入れます。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻し入れます。

⑧ 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の振戻しは金融費用として認識しております。

・資産除去債務

賃借契約終了時に原状回復義務のある賃借事務所の原状回復費用見込額について、資産除去債務を計上しております。

⑨ 従業員給付

イ. 退職後給付

当社グループは、従業員の退職給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を運営しております。

当社グループは、確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて算定しております。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

確定給付制度に係る負債は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値（必要な場合には、資産上限額の影響を考慮する）を控除し、確定給付型退職給付制度の再測定額を調整して算定しております。また、利息費用及び利息収益は、売上原価並びに販売費及び一般管理費として計上しております。

確定給付型退職給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識し、発生時にその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。

過去勤務費用は、当該給付が確定給付制度の導入又は変更直後にすでに権利確定している場合は、発生した期の損益として処理しております。

確定拠出型の退職給付に係る費用は、従業員がサービスを提供した時点で費用として認識しております。

ロ. 短期従業員給付

短期従業員給付については、従業員が関連する勤務を提供した時点で費用として計上しております。

賞与及び有給休暇費用は、従業員から過年度及び当年度に提供された勤務の対価として支払うべき法的又は推定的債務を負っており、かつその金額を信頼性をもって見積ることができる場合に、それらの制度に基づいて支払われる将来給付額を負債として処理しております。

⑩ 収益

当社グループでは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除く顧客との契約について、以下のステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

また、顧客との契約獲得のための増分コスト及び契約に直接関連する履行コストのうち、回収可能であると見込まれる部分について資産（以下「契約コストから認識した資産」という。）として認識しております。契約獲得のための増分コストとは、顧客との契約を獲得するために発生したコストで、当該契約を獲得しなければ発生しなかったであろうものであります。契約コストから認識した資産については、顧客の見積契約期間にわたり、定額法で償却を行っております。

派遣のビジネスモデルにおいては、履行義務は契約期間にわたり労働者を供給することであり、当該履行義務は、契約期間にわたり労働時間の経過につれて充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される期間において、人材派遣契約に定められた金額に基づき、各月の収益として計上しております。

なお、取引の対価は、履行義務の充足時点である各月末時点から概ね2か月以内に支払を受けております。

請負のビジネスモデルにおいては、履行義務とは基本的に顧客から委託された業務を契約期限までに完了させることであり、委託された業務が完了し顧客による検収を受けた時点が履行義務を充足する時点となると判断し、請負契約に定められた金額に基づき、同時点で収益を計上しております。

また、請負のビジネスモデルのうち国内サービス系アウトソーシング事業の米軍施設等官公庁向けサービス等においては工事請負契約を提供しておりますが、当該取引における履行義務の充足は、契約期間における工事のマイルストーンの達成に連れて充足されるものであると判断しております。

当社グループは、当該契約において工事物件を他の顧客に振り向けることを契約上は制限され、完了した作業に対する支払を受ける強制可能な権利を有します。このため、工事物件に係る収益は一定の期間にわたり原価比例法により（すなわち、現在までに完了した作業に対して発生した契約コストの、合計予想契約コストに対する割合に基づいて）認識され、ある特定のマイルストーンが達成された時点で、第三者の査定人が署名した作業明細書及びマイルストーンに対する支払の請求書が顧客に送付されます。

当社グループは、履行した作業に対する契約資産を前もって認識することになります。契約資産として前もって認識された金額は、顧客に請求された時点で売上債権に振り替えられます。

マイルストーンの支払いが原価比例法により現在までに認識された収益を超過する場合は、その差額に対して、当社グループは契約負債を認識しております。原価比例法による収益の認識とマイルストーンの支払の間の期間は1年未満であるため、顧客との工事契約に重大な金融要素が存在するとは考えておりません。

なお、取引の対価は、履行義務の充足時点である顧客による検収時点から概ね2か月以内に支払を受けております。

有料職業紹介のビジネスモデルにおいては、履行義務は、顧客が直接雇用する人材の採用代行であり、当該履行義務は、紹介者が紹介先の被雇用者として、業務を開始した時点が履行義務を充足する時点となると判断し、同時点で収益を計上しております。なお、紹介者が契約に定める一定の保証期間内に退職する場合には、対価の一部を顧客に返金することが定められていることから、当該返金相当額を返金負債として認識し、契約に定められた対価から返金負債を控除した金額に基づき、収益を計上しております。返金に係る負債の見積りは、過去の実績などに基づいた返戻率により行い、収益は重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。

なお、取引の対価は、履行義務の充足時点である紹介者の業務開始時点から概ね2か月以内に支払を受けております。

① 外貨換算

イ. 外貨建取引

当社グループの各企業は、その企業が営業活動を行う主たる経済環境の通貨として、それぞれ独自の機能通貨を定めており、各企業の取引はその機能通貨により測定しております。

各企業が個別財務諸表を作成する際、その企業の機能通貨以外の通貨での取引の換算については、取引日の為替レートを使用しております。

収益及び費用については、著しい変動のない限り、平均為替レートを用いて日本円に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで換算しております。また、公正価値で計上された外貨建非貨幣性資産及び負債は公正価値が決定した日の為替レートで換算しております。

換算又は決済により生じる換算差額は、損益として認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて測定される金融資産から生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

ロ. 在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については、著しい変動のない限り、平均為替レートを用いて日本円で換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分されたときに損益として認識されます。

(6) 会計方針の変更

当社グループは、当連結会計年度より、以下の基準を適用しております。

IFRS		新設・改訂の概要
IAS第12号	法人所得税（2021年5月改訂）	リース及び廃棄義務に係る繰延税金の会計処理を明確化
IAS第12号	法人所得税（2023年5月改訂）	経済協力開発機構（OECD）が公表した第2の柱モデルルールを導入するために制定又は実質的に制定された税制から生じる法人所得税に対する企業のエクスポージャーの開示を要求する改訂

（IAS第12号「法人所得税」（2021年5月改訂）の適用）

当社グループは、IAS第12号「法人所得税」（2021年5月改訂）を当連結会計年度から適用しております。

本改訂により、リース及び廃棄義務のように、取引時に同額の将来加算一時差異と将来減算一時差異が生じる場合、企業はそれにより生じる繰延税金負債及び繰延税金資産を認識することが明確になりました。

本改訂は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当連結会計年度の期首の資本の帳簿価額に反映されております。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、当連結会計年度の期首残高は、繰延税金資産及び繰延税金負債がそれぞれ112百万円及び71百万円増加し、利益剰余金が41百万円増加しております。また、当連結会計年度の連結損益計算書に与える影響は軽微であります。

（IAS第12号「法人所得税」（2023年5月改訂）の適用）

当社グループは、IAS第12号「法人所得税」（2023年5月改訂）を当連結会計年度から適用しております。

この基準の適用による当社グループの連結財務諸表に与える重要な影響はありません。

(7) 会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは以下のとおりであります。

① 有形固定資産、のれん及び無形資産の減損

当連結会計年度の連結計算書類に計上した有形固定資産、のれん及び無形資産並びに減損損失の金額は、それぞれ14,156百万円、92,983百万円及び38,131百万円並びに9,051百万円であります。会計上の見積りの内容については、「(5) 会計方針に関する事項 ⑦ 非金融資産の減損」をご参照ください。

② 企業結合により取得した資産及び引受けた負債の公正価値の見積り

当連結会計年度の連結計算書類に計上した企業結合により取得した資産及び引受けた負債の金額は、それぞれ418百万円及び313百万円であります。

企業結合は取得法を用いて会計処理しております。取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引受けた負債及び当社が発行する持分金融商品の取得日の公正価値の合計として測定されます。取得対価が識別可能な資産及び負債の公正価値を超過する場合は、連結財政状態計算書においてのれんとして計上しております。反対に下回る場合には、直ちに連結損益計算書において利得として計上しております。

当社グループは、非支配持分を当社グループで認識した識別可能純資産に対する非支配持分の比例割合により測定しております。非支配持分の追加取得については、資本取引として会計処理しているため、当該取引からののれんは認識しておりません。

また、企業結合の当初の会計処理が期末日までに完了しない場合、当社グループは、完了していない項目については暫定的な金額で報告しております。その後、新たに入手した支配獲得日時点に存在していた事実と状況について、支配獲得日時点に把握していたとしたら企業結合処理の認識金額に影響を与えていたと判断される場合、測定期間の修正として、支配獲得日に認識した暫定的な金額を遡及的に修正いたします。測定期間は支配獲得日から最長で1年間としております。

財務デューデリジェンス費用等の、企業結合に関連して発生する取引コストは、発生時に費用処理しております。

被取得企業における識別可能な資産及び負債は、以下を除いて、取得日の公正価値で測定しております。

- ・繰延税金資産・負債
- ・従業員給付契約に関連する資産・負債
- ・IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的に分類される資産又は処分グループ
- ・IFRS第16号「リース」に従って認識する使用権資産及びリース負債

③ 顧客関連資産等の耐用年数及び残存価額の見積り

当連結会計年度の連結計算書類に計上した顧客関連資産等の金額は、34,797百万円です。会計上の見積りの内容については、「(5) 会計方針に関する事項 ④ 無形資産」をご参照ください。

④ リース契約における延長オプション及び解約オプションの見積り

当連結会計年度の連結計算書類に計上した使用権資産の金額は、40,922百万円です。会計上の見積りの内容については、「(5) 会計方針に関する事項 ⑤ リース」をご参照ください。

⑤ 繰延税金資産の回収可能性

当連結会計年度の連結計算書類に計上した繰延税金資産の金額は、5,798百万円です。繰延税金資産は将来減算一時差異を使用できるだけの特許所得が稼得される可能性が高い範囲内、すべての将来減算一時差異について認識されます。繰延税金資産の帳簿価額は毎期見直され、繰延税金資産の全額又は一部が使用できるだけの十分な課税所得が稼得されない可能性が高い部分については、帳簿価額を減額しております。未認識の繰延税金資産は毎期見直され、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲内で認識されます。

⑥ 退職給付債務及び未払有給休暇債務の測定

当連結会計年度の連結計算書類に計上した退職給付に係る負債及び未払有給休暇債務の金額は、それぞれ3,010百万円及び19,629百万円です。会計上の見積りの内容については、「(5) 会計方針に関する事項 ⑨ 従業員給付」をご参照ください。

⑦ 収益の認識及び測定

当連結会計年度の連結計算書類に計上した売上収益の金額は、749,608百万円です。会計上の見積りの内容については、「(5) 会計方針に関する事項 ⑩ 収益」をご参照ください。

⑧ 金融商品の公正価値、非支配株主に係る売建プット・オプション負債の償還金額の現在価値の測定

当連結会計年度の連結計算書類に計上した公正価値で測定する金融商品及び非支配株主に係る売建プット・オプション負債の金額並びに会計上の見積りの内容については、それぞれ「4. 金融商品に関する注記」及び「(5) 会計方針に関する事項 ① 金融商品」をご参照ください。

(8) 誤謬の訂正に関する注記

当社及び当社グループ5社において、雇用調整助成金の支給申請手続きの一部が適切に行われていなかった等の不正な財務報告が過年度から行われていた事実が判明したため、誤謬の訂正を行っております。当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当連結会計年度の期首の資本の帳簿価額に反映されております。

この結果、当連結会計年度の連結持分変動計算書の期首残高は、利益剰余金が4,316百万円減少、非支配持分が494百万円減少、その他の資本剰余金が296百万円増加及び在外営業活動体の換算差額が168百万円増加しております。

2. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

売掛金	19,602百万円
定期預金	23百万円
建物及び構築物	1,540百万円
機械装置及び運搬具	1,064百万円
土地	2,104百万円

② 担保に係る債務

短期借入金	5,485百万円
長期借入金（1年内返済予定含む）	2,253百万円

(2) 資産から直接控除した損失評価引当金

営業債権及びその他の債権	791百万円
その他の金融資産（非流動）	4百万円

(3) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	13,748百万円
使用権資産の減価償却累計額	24,041百万円

(4) 財務制限条項

当社グループの有利子負債のうち、96,482百万円には財務制限条項が付されており、主な財務制限条項は以下のとおりであります。

- ① 各事業年度末日における連結財政状態計算書に記載される「資本合計」の金額から連結持分変動計算書に記載される「在外営業活動体の換算差額」の当期末残高を控除（かかる残高が正の値の場合は減算し、負の値の場合には加算する）した金額（以下、「調整後資本合計金額」という。）を、2018年12月期末日における調整後資本合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における調整後資本合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
- ② 各事業年度末日における連結損益計算書に記載される営業損益とのれん減損損失の合計金額を負の値としないこと。
- ③ 各事業年度末日における連結財政状態計算書に記載される有利子負債（以下に定義する。以下、同じ。）の合計金額から現預金及び現金同等物の金額を差引いた金額を、連結損益計算書における営業利益、のれん減損損失、金融収益（但し、デリバティブ評価益及び投資有価証券売却益を除く。）並びに連結キャッシュ・フロー計算書における減価償却費及び償却費の合計金額で除した割合が4.0倍を超えないこと。なお、本号において「有利子負債」とは、流動負債に記載される社債及び借入金（なお、明確化のために付言するとリース債務は含まれない。以下同じ。）並びに非流動負債に記載される社債及び借入金をいう。

3. 連結持分変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

126,026,200株

- (2) 配当に関する事項

- ① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2023年3月28日 定 時 株 主 総 会	普通株式	3,148	25円00銭	2022年12月31日	2023年3月29日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの該当事項はありません。

4. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品のリスク及びそのリスク管理体制は、以下のとおりであります。

- ① 信用リスク管理

信用リスクは、顧客が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。

当社グループは、与信管理規程等に基づいて、取引先に対して与信限度額を設定し、管理しております。

当社グループの債権は、広範囲の産業や地域に広がる多数の取引先に対するものであります。

なお、当社グループは、単独の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

② 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

③ 為替リスク管理

当社グループは、国際的に事業を展開していることから、主として外貨建ての営業債権債務等に係る為替の変動リスクに晒されております。

当社グループは、当該リスクを管理することを目的として、為替相場の継続的なモニタリングを行っております。

④ 金利リスク管理

当社グループは、事業活動の中で様々な金利変動リスクに晒されており、特に、金利の変動は借入コストに大きく影響いたします。

当社グループでは、金利変動リスクを軽減するために、変動・固定金利のバランスを金融環境に応じて調整することにより、当該リスクを管理しております。

⑤ 市場価格の変動リスク管理

当社グループは、資本性金融商品（株式）から生じる株価の変動リスクに晒されております。

当社グループが保有する資本性金融商品は、政策目的で保有するものであり、短期売買目的で保有するものではありません。資本性金融商品には上場株式と非上場株式が含まれており、定期的に時価や発行体の財務状況等を勘案して保有状況を見直しております。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

2023年12月31日における帳簿価額と公正価値は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
資産：		
償却原価で測定する金融資産		
貸付金		
(1年内回収予定含む)	10	10
敷金及び保証金	5,441	5,303
預け金	439	439
リース債権		
(1年内回収予定含む)	30,374	30,366
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産		
債券等	44	44
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産		
株式	1,374	1,374
その他	11	11
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
デリバティブ金融資産		
その他	362	362
出資金	1,598	1,598
その他の金融資産	47	47
合計	39,702	39,556
負債：		
償却原価で測定する金融負債		
長期借入金		
(1年内返済予定含む)	98,289	97,383
社債		
(1年内償還予定含む)	1,892	1,888
その他	13	13
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債		
条件付対価		
(1年内支払含む)	772	772
非支配株主に係る売建プット・オプション負債	307	307
合計	101,273	100,363

金融商品の公正価値の算定方法は、以下のとおりであります。

a. 株式、出資金、債券等

公正価値で測定する金融資産のうち、市場性のある金融商品については、市場価格を用いて公正価値を見積っております。市場価格が存在しない場合は、独立の第三者間取引による直近の取引価格を用いる方法、類似企業比較法、直近の入手可能な情報に基づく純資産に対する持分に基づく方法、将来キャッシュ・フローの割引現在価値に基づく方法等により公正価値を見積っております。

割引率は、金融資産ごとに決定され、リスクフリー・レートにコントリーリスクプレミアム等を加味した率で算出しております。

b. 貸付金、敷金及び保証金、リース債権

当該債権の公正価値は、一定の期間ごとに区分し、リスクフリー・レート等で割り引いた現在価値により算定しております。

c. 長期借入金及び社債

借入金及び社債の公正価値は、一定の期間ごとに区分し、債務額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。

d. 条件付対価

企業結合に伴う条件付対価は、四半期ごとにグループ会計方針に準拠して公正価値を測定し、上位者に報告され、承認を受けております。

なお、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の変動は見込んでおりません。

e. 非支配株主に係る売建プット・オプション

子会社株式の売建プット・オプションは、契約相手への支払いが要求される可能性がある金額の現在価値に基づき算定しております。

(3) 金融商品の公正価値の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

① 公正価値ヒエラルキーのレベル別分類

公正価値で測定される金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

継続的に公正価値測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーに基づくレベル別分類は、以下のとおりであります。

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
資産：				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産				
債券等	—	—	44	44
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産				
株式	352	—	1,021	1,374
その他	—	—	11	11
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ金融資産				
その他	—	362	—	362
出資金	—	1,598	—	1,598
その他の金融資産	—	27	20	47
負債：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
条件付対価（1年内支払含む）	—	—	772	772
非支配株主に係る売建プット・オプション負債	—	—	307	307

償却原価で測定される金融商品の公正価値につき、公正価値ヒエラルキーに基づくレベル別分類は、以下のとおりであります。

	レベル1	レベル2	レベル3	公正価値合計	帳簿価額
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
資産：					
償却原価で測定する金融資産					
貸付金					
（1年内回収予定含む）	—	—	10	10	10
敷金及び保証金	—	—	5,303	5,303	5,441
預け金	—	—	439	439	439
リース債権					
（1年内回収予定含む）	—	—	30,366	30,366	30,374
負債：					
償却原価で測定される金融負債					
長期借入金					
（1年内返済予定含む）	—	—	97,383	97,383	98,289
社債					
（1年内償還予定含む）	—	—	1,888	1,888	1,892
その他	—	—	13	13	13

② レベル3に分類された金融商品の増減

レベル3に分類された金融資産の当連結会計年度の期首から期末までの変動は、以下のとおりであります。

	金額
	百万円
期首残高	1,122
企業結合による増加額	0
利得及び損失合計	△26
損益（注1）	1
その他の包括利益（注2）	△27
購入	110
売却	△109
期末残高	1,097

(注1) 損益に含まれている利得及び損失は、報告期間末時点の純損益を通じて測定する金融資産に関するものであります。これらの損益は「金融収益」及び「金融費用」に含まれております。

(注2) その他の包括利益に含まれている利得及び損失は、報告期間末時点に保有する市場で取引されていない株式等に関するものであります。これらの利得及び損失は、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動」に含まれております。

レベル3に分類された企業結合に伴う条件付対価に係る当連結会計年度の期首から期末までの変動は、以下のとおりであります。

	金額
	百万円
期首残高	1,375
取得(注1)	103
公正価値の変動	77
為替換算差額	71
決済(注2)	△855
期末残高	772

(注1) 取得は、Care247の顧客契約に係る条件付対価であります。

(注2) 決済は、HORIZON ONE RECRUITMENT PTY LTD、neusta consulting GmbH、ForeignFlex B.V.に係る条件付対価であります。

レベル3に分類された非支配株主に係る売建プット・オプション負債に係る当連結会計年度の期首から期末までの変動は、以下のとおりであります。

	金額
	百万円
期首残高	600
公正価値の変動	△100
為替換算差額	75
決済(注1)	△268
期末残高	307

(注1) 決済は、COURT GROUPにおける非支配株主に係る売建プット・オプション負債であります。

(注2) 非支配株主に係る売建プット・オプション負債の公正価値の算定は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値に基づく方法を用いております。割引率は負債コストを用いており、1.60%～8.10%であります。

5. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、事業の内容別別に区分されたセグメントから構成されており、「国内技術系アウトソーシング事業」、「国内製造系アウトソーシング事業」、「国内サービス系アウトソーシング事業」、「海外技術系事業」、「海外製造系及びサービス系事業」の5つを報告セグメントとしております。また、顧客との契約から生じる収益は、報告セグメントごとに顧客の業種により区分して分解しております。分解した収益とセグメント収益との関連は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

		国内技術系アウトソーシング事業	国内製造系アウトソーシング事業	国内サービス系アウトソーシング事業	海外技術系事業	海外製造系及びサービス系事業	その他の事業	合計
顧客の種類	電気機器関係	24,570	27,160	—	387	16,253	—	68,369
	輸送用機器関係	28,627	48,361	—	5,260	17,807	—	100,055
	化学・薬品関係	13,893	7,044	—	35,795	5,096	—	61,828
	IT関係	58,199	—	—	44,116	4,310	—	106,625
	金属・建材関係	—	6,772	—	312	3,690	—	10,774
	建設・プラント関係	23,156	—	—	2,406	10,442	—	36,004
	食品関係	—	4,216	—	5	13,148	—	17,369
	小売関係	—	—	166	7,348	75,082	—	82,596
	公共関係	—	—	29,255	54,620	34,955	—	118,831
	金融関係	—	—	—	9,588	2,338	—	11,926
	その他	14,014	29,837	4,132	15,035	72,151	62	135,231
売上収益合計	162,459	123,389	33,553	174,873	255,272	62	749,608	
顧客との契約から生じる収益合計	162,459	123,389	33,553	174,873	255,272	62	749,608	

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

上記の各セグメントにおいて、それぞれ派遣、請負、有料職業紹介等のビジネスモデルによりサービスを提供しております。

派遣のビジネスモデルにおいては、履行義務は契約期間にわたり労働者を供給することであり、当該履行義務は、契約期間にわたり労働時間の経過につれて充足されるものであります。収益は当該履行義務が充足される期間において、人材派遣契約に定められた金額に基づき、各月の収益として計上しております。

なお、取引の対価は、履行義務の充足時点である各月末時点から概ね2か月以内に支払を受けております。

請負のビジネスモデルにおいては、履行義務とは基本的に顧客から委託された業務を契約期限までに完了させることであり、委託された業務が完了し顧客による検収を受けた時点が履行義務を充足する時点となると判断し、請負契約に定められた金額に基づき、同時点で収益を計上しております。

また、請負のビジネスモデルのうち国内サービス系アウトソーシング事業の米軍施設等官公庁向けサービス等においては工事請負契約を提供しておりますが、当該取引における履行義務の充足は、契約期間における工事のマイルストーンの達成に連れて充足されるものであると判断しております。

当社グループは、当該契約において工事物件を他の顧客に振り向けることを契約上は制限され、完了した作業に対する支払を受ける強制可能な権利を有します。このため、工事物件に係る収益は一定の期間にわたり原価比例法により（すなわち、現在までに完了した作業に対して発生した契約コストの、合計予想契約コストに対する割合に基づいて）認識され、ある特定のマイルストーンが達成された時点で、第三者の査定人が署名した作業明細書及びマイルストーンに対する支払の請求書が顧客に送付されます。

当社グループは、履行した作業に対する契約資産を前もって認識することになります。契約資産として前もって認識された金額は、顧客に請求された時点で売上債権に振り替えられます。

マイルストーンの支払いが原価比例法により現在までに認識された収益を超過する場合は、その差額に対して、当社グループは契約負債を認識しております。原価比例法による収益の認識とマイルストーンを支払う間の期間は1年未満であるため、顧客との工事契約に重大な金融要素が存在するとは考えておりません。

なお、取引の対価は、履行義務の充足時点である顧客による検収時点から概ね2か月以内に支払を受けております。

有料職業紹介のビジネスモデルにおいては、履行義務は、顧客が直接雇用する人材の採用代行であり、当該履行義務は、紹介者が紹介先の被雇用者として、業務を開始した時点が履行義務を充足する時点となると判断し、同時点で収益を計上しております。なお、紹介者が契約に定める一定の保証期間内に退職する場合には、対価の一部を顧客に返金することが定められていることから、当該返金相当額を返金負債として認識し、契約に定められた対価から返金負債を控除した金額に基づき、収益を計上しております。返金に係る負債の見積りは、過去の実績などに基づいた返戻率により行い、収益は重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲のみ認識しております。

なお、取引の対価は、履行義務の充足時点である紹介者の業務開始時点から概ね2か月以内に支払を受けております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首及び期末残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	2023年1月1日	2023年12月31日
顧客との契約から生じた債権	100,805	108,404
契約資産	6,289	8,914
契約負債	3,303	3,927

当連結会計年度に認識された収益について、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は1,422百万円であります。

また、当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

契約資産は、主に請負工事契約に関連して認識された、一連の履行に沿って当社グループが顧客から支払を受領する場合に生じる顧客に対する権利に係る金額です。当該契約資産は、当連結会計年度において連結財政状態計算書上「その他の流動資産」として、8,914百万円計上しております。

当社グループは、完了した作業に対する契約資産を前もって認識することになり、顧客の検収を受け、請求した時点で営業債権に分類変更されます。

契約負債は、主に顧客からの前受金に関連するものであります。

これは主として、請負のビジネスモデルに関連する契約負債であり、顧客の検収を受ける前に顧客から支払を受けた場合に発生します。

なお、工事請負契約に関連する契約負債は、工事契約における顧客に対する債務の残高です。これは、特定のマイルストーンの支払が原価比例法により現在までに認識された収益を超過した場合に発生します。

当連結会計年度の契約資産の増加は、主として工事契約等に基づく収益の認識による増加29,232百万円及び債権への振り替えによる減少25,791百万円であります。

当連結会計年度の契約負債の増加は、主として工事契約等に基づく現金の受取による増加7,157百万円及び収益への振り替えによる減少6,107百万円によるものであります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。主に工事契約に関するものであります。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超	合計
2023年12月31日現在で契約に関して認識されると見込まれる収益	44,244	13,833	1,629	139	59,845

なお、当社グループにおいては、当初の予想期間が1年以内の契約の一部である取引については、実務上の便法を適用しております。

顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

③ 契約コストから認識した資産

当社グループは主に販売契約を獲得するために仲介業者に支払った増分手数料のうち、回収可能であると見込まれる部分を資産として認識しております。

契約コストから認識した資産の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

契約獲得のためのコストから認識した資産	68
契約履行のためのコストから認識した資産	66
合計	134

契約コストから認識した資産の償却額は、当連結会計年度において261百万円であり、減損損失は生じておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社所有者帰属持分	712円48銭
基本的1株当たり当期利益	40円97銭

7. 重要な後発事象に関する注記

長期借入契約の違反の是正

2023年10月31日に過年度において不正な財務報告が行われていた事実が判明したことにより、当社グループが主要取引金融機関と締結しているシンジケートローン契約等の表明保証及び借入人の義務に係る条項に抵触いたしました。また、当社が金融機関と締結しているシンジケートローン契約の一部には四半期報告書の提出期限に係る条項が付されており、2023年12月期第2四半期報告書の提出期限延長により、当該条項に抵触いたしました。これらの抵触に関して、当連結会計年度末時点において、関連する2,889百万円の借入金の分類を非流動負債から流動負債へ変更しておりますが、2024年1月11日付で該当金融機関より、本抵触による期限の利益喪失に関する請求権の行使を行わないことについての同意を得ております。従いまして、2024年12月期第1四半期連結会計期間末においては、当該借入金の分類を非流動負債へ変更する予定となります。

8. その他の注記

(1) 減損損失に関する注記

(有形固定資産及び使用権資産)

当連結会計年度において、有形固定資産及び使用権資産について、それぞれ次の減損損失を認識しました。

㈱アネブルにおいて収益性の著しい低下などの減損の兆候が見られたことにより、保有する「建物及び構築物」、「機械装置及び運搬具」、「工具器具及び備品」、「使用権資産」、「土地」に係る損失354百万円を認識しております。

INVERSIONES SL GROUP SpAにおいてマクロ環境悪化による需要減少により、保有する「建物及び構築物」、「機械装置及び運搬具」、「工具器具及び備品」、「使用権資産」に係る損失184百万円を認識しております。また、上記の他に122百万円の損失を認識しております。

回収可能価額は使用価値を基礎としております。なお、使用価値はマネジメントが承認した今後5年度分の事業計画を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を現在価値に割引くことにより算定しております。割引率は、7.68%～18.25%を用いて将来キャッシュ・フローを割引くことにより算定しております。

(無形資産)

当連結会計年度において、無形資産について、それぞれ次の減損損失を認識しました。

㈱アウトソーシングにおいて出版業界における紙媒体等の需要減少及び半導体の在庫調整などにより減損の兆候が見られ、「顧客関連資産」に係る損失912百万円を認識しております。

INTEGRITY NETWORKS, INC.において景気の先行き不透明感などが要因となり「顧客関連資産」に係る損失865百万円を認識しております。

INVERSIONES SL GROUP SpAにおいてマクロ環境悪化による需要減少のため「顧客関連資産」に係る損失182百万円、保有する「ソフトウェア」に係る損失2百万円を認識したものであります。また、上記の他に3百万円の損失を認識しております。

(のれん)

当連結会計年度において、企業結合により生じたのれんについて、それぞれ次の減損損失を認識しました。

㈱アバンセコーポレーション：1,161百万円（国内製造系アウトソーシング事業セグメント）、㈱サンキョウ・ロジ・アソシエート：715百万円（国内製造系アウトソーシング事業セグメント）、㈱アウトソーシング(旧㈱エス・エス産業)：535百万円（国内製造系アウトソーシング事業セグメント）、㈱アウトソーシング(旧㈱大村工業所)：448百万円（国内製造系アウトソーシング事業セグメント）、㈱アウトソーシング(旧㈱ISC就職支援センター)：291百万円（国内製造系アウトソーシング事業セグメント）、Orizon GROUP：1,912百万円（海外製造系及びサービス系事業セグメント）、INTEGRITY NETWORKS, INC.：778百万円（海外製造系及びサービス系事業セグメント）、VERACITY OSI UK LIMITED：525百万円（海外製造系及びサービス系事業セグメント）、その他：62

百万円（海外製造系及びサービス系事業セグメント）において減損損失を認識しました。

上記の減損損失は、国内においては出版業界における紙媒体等の需要減少及び半導体の在庫調整など、また海外においては、欧米におけるマクロ環境悪化に伴う景気の先行き不透明感などが要因となり収益の伸長に遅れが生じたことによるものであります。

なお、使用価値はマネジメントが承認した今後5年度分の事業計画を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を現在価値に割り引くことにより算定しております。それぞれの資金生成単位に係る使用価値の算定に使用した割引率は、(株)アバンセコーポレーション：11.49%～12.58%、(株)サンキョウ・ロジ・アソシエート：9.47%、(株)アウトソーシング(旧(株)エス・エス産業)：10.95%～16.87%、(株)アウトソーシング(旧(株)大村工業所)：15.05%、(株)アウトソーシング(旧(株)ISC就職支援センター)：13.37%、Orizon GROUP：14.79%、INTEGRITY NETWORKS, INC.：11.29%～13.20%、VERACITY OSI UK LIMITED：11.87%であります。

上記のとおり、当連結会計年度の減損損失9,051百万円で、連結損益計算書の「その他の営業費用」に計上しております。

(2) 追加情報

当社株式に対する公開買付け

当社は、2023年12月8日開催の取締役会において、いわゆるマネジメント・バイアウトの一環として行われる株式会社BCJ-78（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）及び関係法令に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、同日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

また、2024年2月27日に会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第370条による取締役会決議（書面決議）により、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

なお、当社の上記取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続を経て当社を非公開化することを企図していること並びに当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものであります。

1. 公開買付者の概要

(1)	名 称	株式会社BCJ-78
(2)	所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 杉本 勇次
(4)	事 業 内 容	当社の株券等を取得及び所有し、当社の事業活動を支配及び管理すること
(5)	資 本 金	5,000円
(6)	設 立 年 月 日	2023年10月2日
(7)	大株主及び持株比率	株式会社BCJ-77 (持株比率100.00%) (注)
(8)	当社と公開買付者の関係	
	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(注) 公開買付者は、Bain Capital Private Equity, LPが投資助言を行う投資ファンド及びそのグループ（以下、個別に又は総称して「ベインキャピタル」といいます。）により議決権の全てを間接的に所有されている株式会社BCJ-77（以下「公開買付者親会社」といいます。）の完全子会社であり、当社株式を所有し、当社の事業活動を支配及び管理することを主たる目的として2023年10月2日に設立された株式会社とのことです。

2. 買付け等を行う株券等の種類

普通株式

3. 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

2024年2月28日（水曜日）から2024年3月27日（水曜日）まで（20営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付け期間は30営業日、2024年4月10日（水曜日）までとなります。

4. 買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,755円

5. 買付予定の株券等の数

買付予定数 126,002,608株

買付予定数の下限 83,961,300株

買付予定数の上限 -株

6. 決済の開始日

2024年4月3日（水曜日）

（注）法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合には、決済の開始日は、2024年4月17日（水曜日）となります。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
- なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
- ③ 棚卸資産
貯蔵品 最終仕入原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産
(リース資産を除く) 定率法
- ただし、1998年4月1日以降取得建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降取得建物附属設備及び構築物については定額法
- なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|-----------|-------|
| 建物 | 3～39年 |
| 構築物 | 7～47年 |
| 機械及び装置 | 2～10年 |
| 車両運搬具 | 2～6年 |
| 工具、器具及び備品 | 2～20年 |
- ② 無形固定資産
(リース資産を除く) 定額法
- なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。
- ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- なお、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。
- ④ 長期前払費用 定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 収益及び費用の計上基準

派遣のビジネスモデルにおいては、履行義務は契約期間にわたり労働者を供給することであり、当該履行義務は、契約期間にわたり労働時間の経過につれて充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される期間において、人材派遣契約に定められた金額に基づき、各月の収益として計上しております。なお、取引の対価は、履行義務の充足時点である各月末時点から概ね2か月以内に支払を受けております。

請負のビジネスモデルにおいては、履行義務とは基本的に顧客から委託された業務を契約期限までに完了させることであり、委託された業務が完了し顧客による検収を受けた時点が履行義務を充足する時点となると判断し、請負契約に定められた金額に基づき、同時点で収益を計上しております。なお、取引の対価は、履行義務の充足時点である顧客による検収時点から概ね2か月以内に支払を受けております。

有料職業紹介のビジネスモデルにおいては、履行義務は、顧客が直接雇用する人材の採用代行であり、当該履行義務は、紹介者が紹介先の被雇用者として、業務を開始した時点が履行義務を充足する時点となると判断し、同時点で収益を計上しております。なお、紹介者が契約に定める一定の保証期間内に退職する場合には、対価の一部を顧客に返金することが定められていることから、当該返金相当額を返金負債として認識し、契約に定められた対価から返金負債を控除した金額に基づき、収益を計上しております。返金に係る負債の見積りは、過去の実績などに基づいた返戻率により行い、収益は重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲のみ認識しております。なお、取引の対価は、履行義務の充足時点である紹介者の業務開始時点から概ね2か月以内に支払を受けております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

- | | |
|---------------|--|
| ① ヘッジ会計の方法 | 為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を
充たしている場合には、振当処理を採用しておりま
す。 |
| ② ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段・・・通貨スワップ
ヘッジ対象・・・長期借入金 |
| ③ ヘッジ方針 | ヘッジ対象の為替変動リスクを一定の範囲内でヘッ
ジしております。 |
| ④ ヘッジ有効性評価の方法 | 振当処理を採用している通貨スワップ取引について
は、有効性の評価を省略しております。 |

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、主として5年間で定額法により償却しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 関係会社株式の評価

当事業年度の計算書類に計上した関係会社株式の金額は、102,907百万円であります。関係会社株式は移動平均法による原価法により評価しております。関係会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、評価損を計上しております。当事業年度において関係会社株式評価損1,708百万円を計上しております。

(2) 貸倒引当金の計上

当事業年度の計算書類に計上した貸倒引当金の金額は、523百万円であります。引当金の算出方法については、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (3) 引当金の計上基準 ① 貸倒引当金」に記載のとおりであり、貸倒懸念債権等特定の関係会社への債権については、関係会社の財政状態及び経営成績等を考慮して個別に評価する財務内容評価法によって貸倒見積高を算定しております。関係会社の財政状態の悪化により債務超過等が発生した場合には、債務者の支払能力を総合的に判断し、貸倒見積高を貸倒引当金として計上しておりますが、将来における財政状態等の見積りの変更により、貸倒見積高が変動する可能性があります。

(3) 繰延税金資産の回収可能性

当事業年度の計算書類に計上した繰延税金資産の金額は、「7. 税効果会計に関する注記」をご参照ください。繰延税金資産の回収可能性の判断の変更に伴う繰延税金資産の変動は、当社の損益計算書上の当期純利益に重要な影響を及ぼすことがあります。また、有税償却に関する無税化の実現可能性や当社の課税所得の予想等、現状入手可能な全ての将来情報を用いて、繰延税金資産の回収可能性を判断しておりますが、将来における課税所得の見積りの変更や、法定実効税率の変更等により、回収可能額が変動する可能性があります。なお、会計上の見積りの内容については、「連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (7) 会計上の見積り ⑤ 繰延税金資産の回収可能性」と同一であります。

(4) 退職給付引当金の計上

当事業年度の計算書類に計上した退職給付引当金の金額は、1,646百万円であります。退職給付費用及び退職給付債務の算定に使用される見積りには、割引率（1.12%）、平均残存勤務年数等を計算基礎としており、当社は、この数理計算上の仮定は適切であると認識しておりますが、一定の仮定の変動は将来の退職給付費用及び退職給付債務に影響を及ぼします。なお、引当金の算出方法については、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（3）引当金の計上基準 ② 退職給付引当金」をご参照ください。

(5) 固定資産の減損

当事業年度の計算書類に計上した有形固定資産、無形固定資産の金額は、それぞれ896百万円、3,637百万円であります。

固定資産の減損に係る会計上の見積りにあたり、固定資産のグルーピングは、主に営業所を基本単位とし、各営業所の資産又は資産グループが「営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっているか又は、継続してマイナスとなる見込みである」、もしくは「使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化がある」等の場合に、減損の兆候を識別しています。減損の兆候があると識別された営業所については、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの見積りの総額が帳簿価額を下回った場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しています。回収可能価額は、使用価値により測定し、使用価値は将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しております。

当事業年度の計算書類に計上した有形固定資産、無形固定資産の減損損失の金額は、1,058百万円であります。

なお、会計上の見積りに利用した主要な仮定は、将来の事業計画や経済条件等の変化によって影響を受ける可能性があり、それらが見直しされた場合、翌事業年度の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 誤謬の訂正に関する注記

当社において、雇用調整助成金の支給申請手続きの一部が適切に行われていなかった等の不正な財務報告が過年度から行われていた事実が判明したため、誤謬の訂正を行っております。当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。

この結果、当事業年度の株主資本等変動計算書の期首残高は、繰越利益剰余金が33百万円減少しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	1,335百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	2,362百万円
短期金銭債務	454百万円

(3) 債務保証

下記の関係会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

OUTSOURCING UK LIMITED	1,626百万円
------------------------	----------

下記の関係会社における一部の給与計算代行請負契約の不履行から生じる一切の債務に対し、債務保証を行っております。

OS HRS SDN. BHD.	保証限度額 157百万円 (1,000,000EUR)
------------------	--------------------------------

下記の関係会社における一部の業務請負契約の不履行から生じる一切の債務に対し、債務保証を行っております。なお、実損害額が下記金額を超える場合、各契約金額の125%を限度として保証を求められる可能性があります。

LIBERATA UK LIMITED	361百万円
---------------------	--------

下記の関係会社における一部の賃貸借契約に対し、債務保証を行っております。

PROJECT MANAGEMENT PARTNERS PTY LIMITED	91百万円
---	-------

上記以外に関係会社であるアメリカンエンジニアコーポレーションにおける一部の米軍工事の契約不履行から生じる一切の債務について、保険会社に対して保証を行っております。当事業年度末時点での未完成の対象工事の請負金総額は55,913百万円であり、ます。

また、関係会社であるORION CONSTRUCTION CORPORATION (GUAM)における一部の工事の契約不履行から生じる一切の債務について、保険会社に対して保証を行っております。当事業年度末時点での未完成の対象工事の請負金額、その他の費用の総額は769百万円(5,426千USドル)であります。

さらに、関係会社であるCALIFORNIA PACIFIC TECHNICAL SERVICES LLCにおける一部の工事の契約不履行から生じる一切の債務について、保険会社に対して保証を行っております。当事業年度末時点での未完成の対象工事の請負金額は1,071百万円(7,552千USドル)であります。

上記のうち、外貨建保証債務は、決算時の為替相場により円換算しております。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
営業収益	7,328百万円
営業費用	2,947百万円
営業取引以外の取引高	7,617百万円

(2) 抱合せ株式消滅差益

当社を吸収合併存続会社、株式会社PEOを消滅会社とする吸収合併に伴う抱合せ株式消滅差益3,153百万円を特別利益に計上しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	23,490株	102株	一株	23,592株
合計	23,490株	102株	一株	23,592株

(注) 自己株式の増加102株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	87百万円
外国税額・繰越控除限度超過額	8百万円
退職給付引当金	504百万円
子会社株式評価損	716百万円
資産除去債務	65百万円
貸倒引当金	159百万円
その他	200百万円

繰延税金資産小計	1,742百万円
----------	----------

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,185百万円
-----------------------	-----------

評価性引当額小計	△1,185百万円
----------	-----------

繰延税金資産合計	557百万円
----------	--------

繰延税金負債

子会社株式売却益	△486百万円
顧客関連資産	△463百万円
資産除去債務に対応する費用	△20百万円
その他	△122百万円

繰延税金負債合計	△1,092百万円
----------	-----------

繰延税金負債の純額	△535百万円
-----------	---------

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

機械装置

工具、器具及び備品

② リース資産の減価償却の方法

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (2) 固定資産の減価償却の方法 ③ リース資産」に記載のとおりであります。

(2) オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内	138百万円
------	--------

1年超	77百万円
-----	-------

合計	216百万円
----	--------

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	OUTSOURCING UK LIMITED	英国 ロンドン市	44 (百万ポンド)	製 及 一 系 外 系 サ ス 造 ビ ビ ス 事 業	所有 直接 100%	役員 の 兼務	利息の受取 (注1)	269	長期 貸付金	7,665
							債務保証 (注2)	—	—	1,626
子会社	OSI Holding Germany GmbH	ドイツ連邦 共和国 アウクスブ ルク市	25,000 (ユーロ)	製 及 一 系 外 系 サ ス 造 ビ ビ ス 事 業	所有 直接 100%	—	利息の受取 (注1)	116	長期 貸付金	10,644
子会社	アメリカン エンジニア コーポレイ ション	米国 デラウェア州	200,000 (米ドル)	サ ス ウ ー グ 内 ビ ア ソ ン グ 一 系 ト シ ン 事 業	所有 直接 100%	役員 の 兼務	債務保証 (注3)	—	—	55,913
							資金の借入 (注1)	2,800	短期 借入金	1,000
							借入金の 返済	2,300		
							利息の支払 (注1)	16		
子会社	ORION CONSTRUCTION CORPORATION (GUAM)	米国 グアム準州	1,000 (千米ドル)	製 及 一 系 外 系 サ ス 造 ビ ビ ス 事 業	所有 間接 100%	—	債務保証 (注4)	—	769	
子会社	OSI SOUTH AMERICA HOLDINGS SpA	チリ共和国 サンティア ゴ市	4,740 (百万チリペソ)	製 及 一 系 外 系 サ ス 造 ビ ビ ス 事 業	所有 直接 100%	—	利息の受取 (注1)	176	短期 貸付金	1,459
									長期 貸付金	2,902

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	CDER GROUP INTERNATIONAL LIMITED	英国 ロンドン市	23 (百万ポンド)	海外技術系事業	所有間接 100%	役員の兼務	資金の貸付(注1)	8,594	短期貸付金	3,613
							貸付金の回収	3,379		
							利息の受取(注1)	136	長期貸付金	
子会社	OSI Netherlands Holdings B.V.	オランダ王国 フェンラユ	1 (ユーロ)	海外製造系サービス事業	所有直接 100%	—	利息の受取(注1)	842	長期貸付金	33,896
子会社	OUTSOURCING OCEANIA HOLDINGS PTY LIMITED	オーストラリア連邦 メルボルン市	101 (豪ドル)	海外技術系事業	所有直接 100%	役員の兼務	資金の貸付(注1)	473	短期貸付金	2,064
							貸付金の回収	1,508		
							利息の受取(注1)	263	長期貸付金	
子会社	(株)アウトソーシングテクノロジー	東京都千代田区	483	国内技術系アウトソーシング事業	所有直接 100%	役員の兼務	資金の借入(注1)	4,500	短期借入金	7,700
							借入金の返済	2,000		
							利息の支払(注1)	19		
子会社	(株)アバンセコーポレーション	愛知県名古屋市	50	国内製造系アウトソーシング事業	所有直接 53.9%	役員の兼務	資金の借入(注1)	100	短期借入金	1,900
							借入金の返済	500		
							利息の支払(注1)	19		

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	CPL RESOURCES LIMITED	アイルランド ダブリン市	2 (百万ユーロ)	海外技術系事業	所有 間接 100%	役員 の 兼務	資金の借入 (注1)	392	短期 借入金	12,962
							利息の支払 (注1)	425		
子会社	OS HRS SDN. BHD.	マレーシア セランゴール州	24 (百万リンギット)	海外製造及びサービス事業	所有 直接 100%	役員 の 兼務	貸付金の回収	158	長期 貸付金	2,208
							利息の受取 (注1)	111		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 貸付け及び借入れの利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保の受入はありません。
- (注2) OUTSOURCING UK LIMITEDの借入金について金融機関に対して債務保証を行っております。
- (注3) アメリカンエンジニアコーポレーションにおける一部の米軍工事の契約不履行から生じる一切の債務について、保険会社に対して保証を行っております。
- (注4) ORION CONSTRUCTION CORPORATION (GUAM)における一部の工事の契約不履行から生じる一切の債務について、保険会社に対して保証を行っております。

(2) 役員及び主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	土井 春彦	(被所有) 直接 12.54	当社代表執行役会長兼社長	譲渡制限付株式の割当	36	—	—
役員	福島 正	(被所有) 直接 0.03	当社執行役副社長	譲渡制限付株式の割当	12	—	—
役員	鈴木 一彦	(被所有) 直接 0.29	当社執行役	譲渡制限付株式の割当	24	—	—
役員	梅原 正嗣	(被所有) 直接 0.05	当社執行役	譲渡制限付株式の割当	10	—	—

- (注) 譲渡制限付株式報酬制度に基づき、2023年4月3日開催の当社取締役会決議により割り当てられた譲渡制限付株式であります。
- なお、取引金額については、2023年3月31日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,297円より算定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	476円68銭
1株当たり当期純利益	38円09銭

11. 重要な後発事象に関する注記

長期借入契約の違反の是正

2023年10月31日に過年度において不正な財務報告が行われていた事実が判明したことにより、当社が主要取引金融機関と締結しているシンジケートローン契約等の表明保証及び借入人の義務に係る条項に抵触いたしました。また、当社が金融機関と締結しているシンジケートローン契約の一部には四半期報告書の提出期限に係る条項が付されており、2023年12月期第2四半期報告書の提出期限延長により、当該条項に抵触いたしました。これらの抵触に関して、2024年1月11日付で該当金融機関より、期限の利益喪失に関する請求権の行使を行わないことについての同意を得ております。このため、「連結注記表 7. 重要な後発事象に関する注記 長期借入契約の違反の是正」に記載の分類変更は、当事業年度末の計算書類においては行っておりません。

12. その他の注記

(1) 企業結合等に関する注記

共通支配下の取引等

連結子会社の吸収合併

当社は、2023年3月15日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社P E Oを吸収合併することを決議し、2023年7月1日を効力発生日として実施いたしました。

イ. 取引の概要

(i) 被合併企業の名称及び事業の内容

被合併企業の名称 株式会社P E O

事業の内容 国内製造系アウトソーシング事業

(ii) 企業結合日

2023年7月1日

(iii) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、株式会社P E Oを消滅会社とする吸収合併方式で、連結子会社は効力発生日をもって解散いたしました。

(iv) 結合後企業の名称

株式会社アウトソーシング

(v) その他取引の概要に関する事項

当社グループにおける経営の合理化・効率化を図るため、吸収合併することといたしました。

ロ. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(2) 追加情報

当社株式に対する公開買付け

当社は、2023年12月8日開催の取締役会において、いわゆるマネジメント・バイアウトの一環として行われる株式会社BCJ-78（以下「公開買付者」といいます。）による当

社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）及び関係法令に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、同日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

また、2024年2月27日に会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第370条による取締役会決議（書面決議）により、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

なお、当社の上記取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続を経て当社を非公開化することを企図していること並びに当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものであります。

1. 公開買付者の概要

(1)	名 称	株式会社BCJ-78
(2)	所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 杉本 勇次
(4)	事 業 内 容	当社の株券等を取得及び所有し、当社の事業活動を支配及び管理すること
(5)	資 本 金	5,000円
(6)	設 立 年 月 日	2023年10月2日
(7)	大株主及び持株比率	株式会社BCJ-77（持株比率100.00%）（注）
(8)	当社と公開買付者の関係	
	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(注) 公開買付者は、Bain Capital Private Equity, LPが投資助言を行う投資ファンド及びそのグループ（以下、個別に又は総称して「ペインキャピタル」といいます。）により議決権の全てを間接的に所有されている株式会社BCJ-77（以下「公開買付者親会社」といいます。）の完全子会社であり、当社株式を所有し、当社の事業活動を支配及び管理することを主たる目的として2023年10月2日に設立された株式会社とのことです。

2. 買付け等を行う株券等の種類

普通株式

3. 買付け等の期間

① 届出当初の買付等の期間

2024年2月28日（水曜日）から2024年3月27日（水曜日）まで（20営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、2024年4月10日（水曜日）までとなります。

4. 買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,755円

5. 買付予定の株券等の数

買付予定数 126,002,608株

買付予定数の下限 83,961,300株

買付予定数の上限 一株

6. 決済の開始日

2024年4月3日（水曜日）

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合には、決済の開始日は、2024年4月17日（水曜日）となります。